

6歳未満児への加算は3月以降も算定可能です

～4月以降は新たな加算点数が算定可に～

乳幼児感染予防策加算（医科100点、歯科55点）

2020年12月15日から設定された「乳幼児感染予防策加算（医科100点、歯科55点）」ですが、3月以降も算定できることとなりました。2021年9月診療分まで算定できますが、2021年9月以降の取り扱いは未定です。

6歳未満の乳幼児に対して「特に必要な感染予防策」を講じた上で診療を行うことや、患者・家族等に対して院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を説明し、同意を得る、電話再診では算定不可などの算定要件等に変更はありません。

4月以降に算定できる新たな加算点数

① 外来等感染対策実施加算（医科5点、歯科5点）

全ての患者に対して「特に必要な感染予防策」を講じて診療を行い、患者・家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明した場合、2021年4月以降は初診料や再診料、訪問診療料等に5点が加算できることとされました。電話再診では算定できません。また、乳幼児感染予防策加算と併算定できます。

2021年9月診療分まで算定でき、9月以降の取り扱いは未定です。

※ 「特に必要な感染予防策」とは「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。

（感染防止等に留意した対応の例）

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。等

② 新型コロナ歯科治療加算（歯科298点）

新型コロナウイルス陽性であり宿泊療養を行っている患者等に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合、2021年4月以降は298点が加算できることとされました。電話や情報通信機器を用いた診療の場合は算定できません。こちらは2021年4月以降、当面の間算定できます。

（出典）2021年2月26日付厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」

佐賀県保険医協会

佐賀市駅前中央 1-9-45 大樹生命ビル 4F

TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>